

竹田市国民健康保険 被保険者の方へ 産前産後期間（4か月分）の 国民健康保険税が減額されます



対象となる方・受付期間

- 出産予定または出産された国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です。（死産・流産・早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。）
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

- 対象年度の世帯の年税額から、出産被保険者の「産前産後期間」相当分の保険税が減額されます。

・・・産前産後期間（減額対象期間）

| | 3か月前 | 2か月前 | 1か月前 | 出産予定月 | 1か月後 | 2か月後 | 3か月後 |
|------|------|------|------|-------|------|------|------|
| 単胎の方 | | | | | | | |
| 多胎の方 | | | | | | | |

多胎妊娠の場合は、出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 出産被保険者の産前産後期間が年度をまたぐ場合は、各年度に属する月数相当分の保険税が減額されます。

| 令和A年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
|--------|----|----|-----|----|----|----|
| | | | | | | |
| 出産予定月 | | | | | | |
| A年度 | | | B年度 | | | |

上図の場合、A年度分の世帯の年税額から、出産被保険者の3月相当分の保険税が減額され、B年度分の世帯の年税額から、4・5・6月相当分の保険税が減額されます。

※注意事項※

- ・出産される方の産前産後期間相当分の保険税（所得割額と均等割額）が世帯の年税額から減額されます。
- ・世帯の年税額が限度額に到達している場合は、算定上減額にならない場合があります。
- ・産前産後期間中に支払う保険税が0円になるとは限りません。

届出に必要な書類

下記の書類を税務課または各支所までご提出ください。

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 母子健康手帳などの出産予定日または出産日が確認できる書類

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

問合せ先・届出先

竹田市税務課

〒878-0011 竹田市大字会々1650番地 竹田市役所1階

☎ 0974-63-1111 (内線 125・126)



届出書は
こちら